

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、<u>健康保険法の規定による療養（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療も含む）に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）</u>により、<u>歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1 医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2 歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額）とする。</u></p>	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、<u>健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）</u>により、<u>歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1 医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2 歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額（消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額）とする。</u></p>
<p>ア } イ } (略) エ }</p>	<p>ア } イ } (同 左) エ }</p>
<p>オ 先進医療料 インプラント義歯（支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。）1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組（1歯根）につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円 顎顔面補綴（腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。） 一級 手術を伴う治療 591,000円 二級 補綴治療（16回） 183,000円 セメント固定人口股関節再置換術におけるコンピューター支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術（人口股関節のたるみに係るものに限る。） 一回につき 118,000円 <u>膀胱水圧拡張術（間質性膀胱炎に係るものに限る。）</u></p>	<p>(同 左)</p>
<p>一回につき 59,000円 超音波骨折治療法（四肢の骨折（治療のために手術中に行われるものを除く）のうち、観血的手術を実施したもの（開放骨折又は粉碎骨折に係るものを除く）に係るものに限る。） 一連につき 132,800円 <u>強度変調放射線治療（限局性の固形悪性腫瘍（頭頸部腫瘍、前立腺腫瘍又は中枢神経腫瘍であつて、原発性のものを除く。）に係るものに限る。）</u> 一連につき 788,000円</p>	<p>(同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>腋窩リンパ節郭清術の実施前におけるセンチネルリンパ節の同定及び生検（触診及び画像診断の結果、腋窩リンパ節への転移が認められない乳がんに係るものであって、色素を用いて行うものに限る。</u></p> <p>一回につき <u>28,200 円</u></p> <p>カ } く } (略) コ }</p> <p>サ 制限回数を超えて受けた診療 〈検査〉腫瘍マーカー</p> <p><u>癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定</u> 1 回 1,207 円 <u>α-フェトプロテイン (AFP)</u> 1 回 1,207 円 〈リハビリテーション〉</p> <p><u>心大血管疾患リハビリテーション料</u> 1 単位 2,100 円 <u>脳血管疾患等リハビリテーション料</u> 1 単位 2,467 円</p> <p><u>運動器リハビリテーション料</u> 1 単位 1,785 円</p> <p><u>呼吸器リハビリテーション料</u> 1 単位 1,785 円</p> <p>(後 略)</p>	<p>カ } く } (同 左) コ }</p> <p>サ 制限回数を超えて受けた診療 〈検査〉腫瘍マーカー</p> <p><u>癌胎児性抗原 (CEA)</u> 1 回 1,207 円 <u>α-フェトプロテイン (AFP)</u> 1 回 1,207 円 〈リハビリテーション〉</p> <p><u>心大血管疾患リハビリテーション料 (I)</u> 1 単位 2,100 円 <u>脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)</u> 1 単位 イ ロ以外の場合 <u>2,572 円</u> ロ 廃用症候群の場合 <u>2,467 円</u></p> <p><u>運動器リハビリテーション料 (I)</u> 1 単位 1,837 円 <u>運動器リハビリテーション料 (II)</u> 1 単位 1,732 円 <u>呼吸器リハビリテーション料 (I)</u> 1 単位 1,785 円</p> <p>附 則 この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p>